

(写)

生食発0317第12号
28水漁第1694号
平成29年3月17日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長
(公 印 省 略)

水 産 庁 長 官

「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」の一部改正について

ベトナム向けに輸出される水産食品については、「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成22年8月25日付け食安発第0825第5号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、22水漁第1110号水産庁長官通知。以下「通知」という。)に基づき取り扱っているところです。

今般、「農林水産業の輸出力強化戦略」(平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部決定)に基づき、衛生証明書等の発行申請手続について、輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)を導入することとしました。

つきましては、通知の別紙「ベトナム向け輸出水産食品取扱要領」を別添のとおり改正し、本年3月19日より施行することとしましたので、その実施について特段の御理解、御協力をいただくとともに、貴管下関係営業者等への周知方よろしくお願いします。

(別添)

「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成 22 年 8 月 25 日付け食安発第 0825 第 5 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、22 水漁第 1110 号水産庁長官通知) 別紙「ベトナム向け輸出水産食品の取扱要領」新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	現行
<p style="text-align: center;">(作成日) 平成 22 年 8 月 25 日 (最終改正日) <u>平成 29 年 3 月 17 日</u></p> <p>1. ~ 8. (略)</p> <p>9. 衛生証明書の発行手続（活水産動物を輸出する場合を除く。） (1) 輸出者は、最終加工施設、又は最終保管施設（法第 27 条に規定する輸入の届出を行い輸入された水産食品であって、かつ日本国内で 4. (1) のエ～カのいずれの処理も行わずにベトナムへ輸出し、全量がベトナムから再輸出される水産食品を保管する施設に限る。）を所管する都道府県等の証明書発行機関に、別紙様式 8、別紙様式 9（I を英語で記入したもの）及び以下の書類を添付して、衛生証明書の発行を申請する。なお、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。）による申請を行う場合にあっては、別添によるものとする。 (略) (2) ~ (5) (略)</p> <p>10. 食用水産品の証明書の発行手続（活水産動物を輸出する場合に限る。） (1) 輸出者は、登録施設が所在する都道府県の水産部局に別紙様式 10 に別紙様式 11（I を記入したもの）及び関係書類（生産者の名称が記載れ、当該生産者が署名した水揚げの報告書及び別紙様式 11 の I の内容が確認できる書類（インボイスの写し等））を添付し、食用水産品証明書の発行を申請する。なお、別紙様式 11 について、I. ⑧の欄で「Processed in Vietnam for reexport to Japan or other countries（日本や他国への再輸出のためのベトナムでの加工）」を選択した場合は、③の欄に Name and Address of Establishment（施設の名前及び住所）のみを記入する（Registration of Number（登録番号）の記入は必要ない。）。 <u>また、電子メール又はNACCSによる申請を行う場合にあっては、別添によるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(作成日) 平成 22 年 8 月 25 日 (最終改正日) <u>平成 28 年 7 月 28 日</u></p> <p>1. ~ 8. (略)</p> <p>9. 衛生証明書の発行手続（活水産動物を輸出する場合を除く。） (1) 輸出者は、最終加工施設、又は最終保管施設（法第 27 条に規定する輸入の届出を行い輸入された水産食品であって、かつ日本国内で 4. (1) のエ～カのいずれの処理も行わずにベトナムへ輸出し、全量がベトナムから再輸出される水産食品を保管する施設に限る。）を所管する都道府県等の証明書発行機関に、別紙様式 8、別紙様式 9（I を英語で記入したもの）及び以下の書類を添付して、衛生証明書の発行を申請する。なお、電子メールによる申請を行う場合にあっては、別添によるものとする。 (略) (2) ~ (5) (略)</p> <p>10. 食用水産品の証明書の発行手続（活水産動物を輸出する場合に限る。） (1) 輸出者は、登録施設が所在する都道府県の水産部局に別紙様式 10 に別紙様式 11（I を記入したもの）及び関係書類（生産者の名称が記載れ、当該生産者が署名した水揚げの報告書及び別紙様式 11 の I の内容が確認できる書類（インボイスの写し等））を添付し、食用水産品証明書の発行を申請する。なお、別紙様式 11 について、I. ⑧の欄で「Processed in Vietnam for reexport to Japan or other countries（日本や他国への再輸出のためのベトナムでの加工）」を選択した場合は、③の欄に Name and Address of Establishment（施設の名前及び住所）のみを記入する（Registration of Number（登録番号）の記入は必要ない。）。</p>

1 1 . (略)

(別添)

電子メール又はNACCSによる衛生証明書の発行申請手続

1. 衛生証明書の発行申請前の手続

(1) 電子メールにより発行申請を行う場合

輸出者は、別紙様式12に必要事項を記入の上、以下により年度内の食品輸出計画書を書面にて証明書発行機関宛てに提出すること。

① 輸出計画には、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。

② 一つの食品輸出計画書に、同一の証明書発行機関で衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。

③ 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により食品輸出計画書の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。

(2) NACCSにより発行申請を行う場合

輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されているNACCS掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。

2. 証明書の発行申請手続

輸出者は、食品を輸出しようとする都度、本要領に従い、電子メール又はNACCSを利用して、衛生証明書の発行申請に必要な書類を証明書発行機関宛てに提出すること（その際、衛生証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、電子メールにより発行申請を行う場合であって、1.(1)の食品輸出計画書をあらかじめ提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

(略)

3. 食用水産品証明書の発行手続

1. 及び2. の規定は、活水産動物に係る食用水産品証明書の発行手続に準用する。この場合において、この規定中「衛生証明書」とあるのは「食用水産品証明書」と、「証明書発行機関」とあるのは「都道府県の水産部局」と、「衛生証明書発行申請書」とあるのは「食用

1 1 . (略)

(別添)

電子メールによる衛生証明書の発行申請手続

1. 食品輸出計画書の提出

輸出者は、別紙様式12に必要事項を記入の上、以下により年度内の食品輸出計画書を書面にて証明書発行機関宛てに提出すること。

(1) 輸出計画には、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。

(2) 一つの食品輸出計画書に、同一の証明書発行機関で衛生証明書を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。

(3) 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により食品輸出計画書の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。

(新設)

2. 証明書の発行申請

輸出者は、食品を輸出しようとする都度、本要領に従い、衛生証明書の発行申請に必要な書類を電子メールに添付し、証明書発行機関宛てに送付すること（その際、衛生証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、1.の食品輸出計画書をあらかじめ提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

(略)

(新設)

水産品証明書発行申請書」と読み替えるものとする。

(別紙様式1)～(別紙様式1-2)(略)

(別紙様式1)～(別紙様式1-2)(略)